

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	児童就学援助費等扶助事業						担当部	教育委員会事務局		
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	学校教育課			
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	学校教育係		
	総合計画 分野別計画	主目的	4 教育文化		16 学校教育		1 教育を支える学習環境を整備する				
		副目的									
	予算区分	款	10	項	2	目	2	大	3	中	1
	根拠法令・個別計画	学校教育法 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律 小牧市就学援助費事務取扱要綱									
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	義務教育に係る保護者負担の軽減を図り、児童の就学の保障を行う。									
	内容 (手段)	<p>◆24年度実施内容</p> <p>【就学援助費】 市立小学校に在籍する児童で、経済的理由等により就学困難と認められる者の保護者に対して補助を行った。保護者から提出された申請書および必要書類をもとに、所得状況・家庭状況等から認否判定を行い、支給可否を決定した。 ・支給時期 年3回(7・12・3月末) ・支給費目:給食費(実費)・学用品費(国が定める限度額以内)・校外活動費(国が定める限度額以内)・新入学学用品費(国が定める限度額以内)・修学旅行費(実費)・医療費(実費)・体育実技用具費(国が定める限度額以内)・児童会費(国が定める限度額以内)・PTA会費(国が定める限度額以内)・クラブ活動費(国が定める限度額以内) ※生活保護受給者は、修学旅行費、医療費のみ支給</p> <p>【特別支援教育就学奨励費】 ・対象者:特別支援学級に入級している全児童(就学援助費受給者は対象外) ・支給時期 年3回(7・12・3月末) ・支給費目:給食費・学用品費・校外活動費・新入学学用品費・修学旅行費・医療費・体育実技用具費 ※支給額については、就学援助費の1/2</p> <p>◆24年度直接経費の内訳 就学援助費(36,799千円) 特別支援教育就学奨励費(2,800千円)</p> <p>◆25年度直接経費の内訳 就学援助費(47,142千円) 特別支援教育就学奨励費(4,129千円)</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	45,772	42,619	39,599	51,271	
		正職員	従事者数	人	1.00	1.00	1.00	1.00
			人件費	千円	5,330	5,330	5,330	5,330
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計	千円	51,102	47,949	44,929	56,601	
	対前年比	%		93.8	93.7	125.9		
財源	一般財源	千円	49,925	47,001	43,846	55,399		
	国・県支出金	千円	1,177	948	1,083	1,202		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業 績	活動指標名		単位	H22	H23	H24	H25
	就学援助費認定者数	人	目標	—	—	—	—
			実績	793	745	678	
			目標				
			実績				
			目標				
			実績				
	成果指標名		単位	H22	H23	H24	H25
就学援助支給率(認定者数/児童数)	%	目標	—	—	—	—	
		実績	8.5	8.1	7.6		
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成24年度の実施結果	事業の達成状況	学校事務職員に対し事務説明会を開催し、申請事務が円滑にすすむよう努め、就学援助費を適正に支給できた。		
		事業実施における課題	平成23年度より、クラブ活動費の一部についても対象費目となり、問い合わせが多い。		
		事業を縮小・廃止したときの影響	経済的理由により就学が困難な児童及び特別支援学級へ就学する児童の保護者の経済的負担が増加し、義務教育の円滑な実施に支障をきたす可能性がある。		
	平成25年度の改善内容	25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	クラブ活動費の支払対象費目を明確化する。		
	平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)	
		判定理由	今後も経済的理由により就学が困難な児童及び特別支援学級へ就学する児童の保護者の経済的負担を軽減する必要があるため、現状維持が妥当と判断した。		
26年度以降の改善案		他自治体の認定基準等の動向把握に努め、事務執行の効率化を図る。			

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。